

## VI. 韓国

### 1. ボランティア活動に関する考え方

#### (1) ボランティア活動の定義

韓国では、ボランティア活動にあたる言葉として「自願奉仕活動」<sup>i</sup>があてはまる。自願奉仕活動とは「個人あるいは団体が地域社会、国家および人類社会のために代償なく、自発的に時間と努力を提供する行為」<sup>i</sup>を指し、欧米から持ち込まれた「ボランティア」概念の訳語として一般的に用いられている。

#### (2) ボランティア活動に対する考え方

##### 1) 伝統的な相互扶助活動

韓国では、伝統的に共同体における相互扶助の考え方がある。こうした意識の中から、契(ケ)、トゥレ、郷約といった伝統的な相互扶助制度が生み出され、共同体における共通課題の解決に活用されてきた。一方、社会全体に共通する課題は、中央集権体制の下で行政が担ってきた。

図表 3-6-1 韓国の伝統的な相互扶助制度

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契(ケ) 共同体で行われる相互扶助のための伝統的な組織。地縁や血縁を利用したもの、水利を利用したものなど、様々な形態がある。現代の韓国でも私設金融の一つとして、女性が中心となり順番に利率を調整するという特徴がある。日本の頼母子講(たのもしこう)に似ている。</li><li>・ トゥレ 農繁期に互いに協力するための部落や里(イ)単位の農民の組織。結(ゆい)とも呼ばれる。</li><li>・ 郷約 李朝時代、両班(特権階級の文官と武官)が郡ごとに作成した規約。援助提供に関する項目もある。</li></ul>
--

(資料)日本総合研究所「社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究」(2001年)より

##### 2) セマウル運動

1970年代から始まった生産性向上運動としてのセマウル運動は、そのベースを伝統的な相互扶助の考え方と自願奉仕活動においており、今日のボランティア活動の広がりを支えた一因である。こうした経緯を持つため、各地の自願奉仕センターのなかには現在でもセマウル運動と連携しているケースが見られる。

<sup>i</sup> 「自願奉仕活動基本法」第3条第1項

### 【セマウル運動とは】

1972年～現在まで続く運動(提唱者:朴正熙(パク・チョンヒ)大統領)

(1) 目的: 農業部門の停滞を解決するため、行政主導による精神啓発、生活環境改善、所得増大を目標とした。

(2) 内容: 「自立」、「勤勉」、「協同」のスローガンのもと、道路の改修、屋根の改良、倉庫の建設等、農家の共同作業で行われた。

(3) 成果: セマウル運動は、単なる農村改善運動に留まらず都市に波及し、生産性向上運動と結びつき、産業の発展に貢献した。また、農村改善運動に参画した青少年を中心に、従来の「家」に限定された狭い共同体意識から、「村」「社会」に共同体意識を拡大させ、ひいては「社会奉仕」に国民の意識を広げる一因となったとの指摘もある。

反面、セマウル運動によって、都市的な消費生活が農村にも波及し、伝統的な社会を崩壊させたとの指摘もある。また、成果の政治的利用がなされたため、評価は分かれているとの指摘も多い。

### 3) 民主化運動に伴う市民活動の台頭

今日の韓国におけるボランティア活動の広がり背景には、民主化運動に伴う市民活動の台頭がある。韓国では1970～80年代にかけて、労働者や学生を中心とした民主化運動が活発化した。1980年の全斗煥(チョン・ドファン)政権下における「光州事件」<sup>i</sup>以降、民主化運動は激しさを増していき、その過程で民主化を進める手段としての市民活動が広まっていった。

その後、1987年の民衆抗争とそれに続く民主化宣言を経て制度面での民主化が進められると、社会課題の解決に取り組む主体として市民活動の重要性が強調されるようになった。さらに、1988年にはソウルオリンピックが開催されたこともあって、ボランティア活動が急速に広まり、現在に至っている。

### 4) 学校教育課程におけるボランティア活動に対する考え方

韓国の学校教育課程におけるボランティア活動は、1995年に1年間の集中的な議論を経て必修科目である「特別活動」の選択肢の中に追加された。

議論の過程では、「例え子どもといえども、ボランティアは自発的なものであり、教育課程に組み込んで半強制的に体験させるものではない」との意見もあったが、「大人のボランティアは自発的に行われるべきである。しかし、成長過程にある生徒には、ボランティアをはじめとする様々な体験の機会を大人が与えることが重要であり、むしろ大人が体験の機会を制限することは、生徒の成長を阻害することになる」「教育的配慮に基づき、ボランティア活動を計画的に指導すること

<sup>i</sup> 1980年に光州で発生した反政府デモに対する政府側の鎮圧行動により多数の死者・行方不明者が出た事件である。死者・行方不明者は2,000人以上との指摘もある。後の大統領である金大中氏は、このデモを主導したとして起訴され、死刑判決を受けた(のちに減刑・釈放)。本事件は、1988年に盧泰愚(ノ・ムヒョン)大統領時の政府によって韓国における民主化の一環として規定されている。

は、教科指導と同じと考えられる。ボランティア活動を自発的という名の下に無計画に行うよりも、学校教育などで計画的、教育的に体験させることが生徒の成長には効果的である」との意見に集約され、実行に移されている。

この結果、1996年から実施された「第7次学校教育課程」において、学校教育の教科外活動領域である「特別活動」の中に、「自願奉仕(ボランティア)活動」が導入されることとなった。

また入試改革に関連し、学生生活記録簿(内申書)を利用して、ボランティア活動を点数化して入試に反映<sup>ii</sup>させるようになったため、入試熱の高い韓国では事実上、義務化として扱われている<sup>iii</sup>。

## 2. ボランティア活動の現状

社会統計調査によれば、韓国国民のボランティア活動への参加率は全年齢平均で14.3%<sup>iv</sup>である。年齢別に見ると15～19歳の参加率が最も高く59.5%となっており、ボランティア活動は青少年を中心に活発に行われている。

中学生、高校生のボランティア活動については、1人の学生が1年間にボランティア活動に参加する活動時間の平均は約26時間、1回あたりの活動時間は2.7時間である。また、参加するボランティア活動の場は学校経由のものが最も多く、全体の約8割を占めている。

### (1) ボランティア活動参加者の概観

韓国における学校教育課程以外のボランティア活動の参加状況を把握できる資料に、統計庁が発行している「韓国の社会指標」および「社会統計調査報告」がある。これらの調査報告は、統計庁が毎年実施している社会統計調査の結果をまとめたもので、わが国における「社会生活基本調査」(総務省)に相当する。調査項目である社会指標体系は全11部門で構成され、1回の調査につき、11部門中3～4部門について調査を行っている<sup>v</sup>。

図表 3-6-2 社会統計調査(家族・保険・社会参加・労働部門)概要

○調査目的
国民の社会的関心事や主観的意識に関する事項を調査することにより、暮らしの質的水準や社会の状態の変化を把握し、それらを社会開発の政策資料として提供するものである。
○調査沿革
1979年3月に初調査を実施して以後、毎年調査を実施し、更新したものを含めた全ての項目

<sup>i</sup> 「学校教育課程」は、日本の「学習指導要領」に相当する教育課程のナショナルカリキュラムである。

<sup>ii</sup> 2004年に教育人的資源部が発表した「学校教育正常化のための2008年度以降大学入学制度改善案」では、これまで以上に学生記録簿を充実し、大学入学における活用度の引き上げを図っていくことが示されている。

<sup>iii</sup> 「特別活動」の選択肢へのボランティア活動の導入による成果と生徒への影響については、韓国国内でも様々な意見が出されている。そうした影響の定量調査として公的に実施し公表されているものは、現在までのところ韓国青少年振興センターの「青少年ボランティア白書」のみである。

<sup>iv</sup> 統計庁「2006年 韓国の社会指標」(2007)

<sup>v</sup> したがって、原則として全ての社会指標は3～4年に1回のペースで更新されることになる。

を「韓国の社会指標」として公表している(1979年から1995年まで)。1996年以降は、各年に実施された社会統計調査結果を公表している。

○調査対象

全国約33,000標本世帯内に常住する満15歳以上の世帯員約70,000人。年齢についての言及がない場合は15歳以上の人口のことを指す(「青少年」は15歳～24歳の者を指す)。

○調査内容

下記の11部門中、毎年3～4部門を3年周期に調査する。「ボランティア活動」は「社会参加」部門に含まれ、2006年の社会統計調査において調査が実施された。

- 1) 家族
- 2) 所得と消費
- 3) 労働
- 4) 教育
- 5) 保健
- 6) 住居と交通
- 7) 環境
- 8) 福祉
- 9) 文化と余暇
- 10) 安全
- 11) 社会参加

○調査方法

調査員が訪問(面接調査および自己記入式調査を併行)

○2006年度調査の実施期間

2006年7月16日～7月25日の10日間

※調査対象期間についての言及がない場合は2006年7月15日現在の値である

－「過去1年」とは2005年7月15日～2006年7月14日の1年間である

－「過去2週間」とは2006年7月2日～7月15日のことである

－「過去1カ月」とは2006年6月15日～7月14日のことである

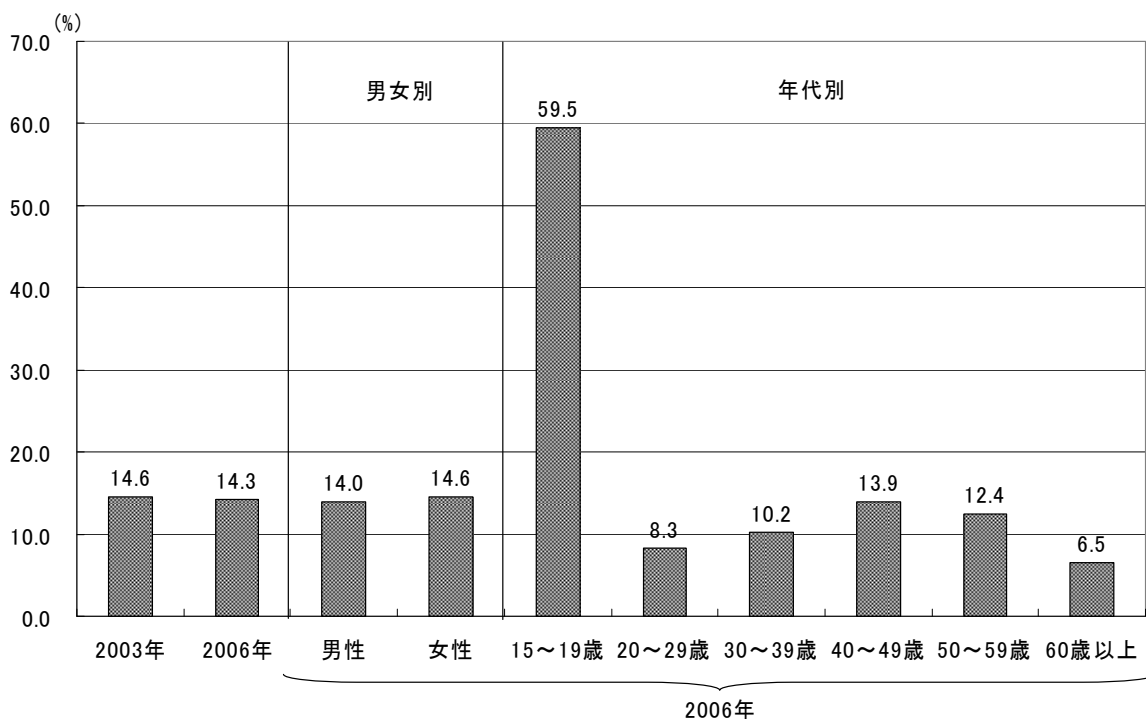
(資料)統計庁「2006年韓国の社会指標」(2007年)より

(ボランティア活動への参加実態)

2006年度調査によれば、過去1年間にボランティア活動に参加した人の比率は14.3%であり、男女別に見ると、女性の参加率は14.6%であり、男性の14.0%よりやや高い。

年齢別に見ると、10代の参加率が59.5%と最も高く、次いで40代(13.9%)、50代の順となっており、60代以上の参加率が6.5%と最も低くなっている。10代の参加率が他世代と比較して非常に大きくなっているのは、学校におけるボランティア活動への参加率が高いためであると見られる。

図表 3-6-3 過去1年間にボランティア活動に参加した割合



(資料) 統計庁「2006年社会統計調査報告」(2006年)より

ボランティア活動に参加した人の活動分野を見ると、「児童・青少年・老人・障害者関連(48.5%)」、「環境保全・犯罪予防等関連(26.7%)」への参加が多くなっている。

図表 3-6-4 男女別年齢区分別活動分野別ボランティア活動への参加

単位 : %

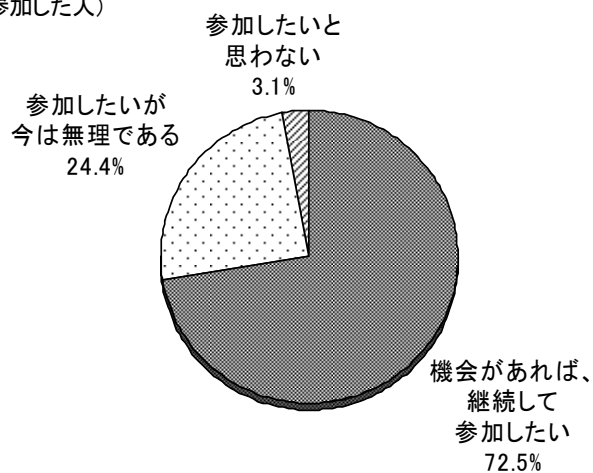
		参加したボランティア活動の分野(複数回答)					
		環境保全 犯罪予防	国家・地域 行事	子どもの教育 関連	児童・青少年 老人・障害者	災害地域 施設復旧	その他
2006年		26.7	11.3	10.6	48.5	6.8	12.3
2003年		38.0	10.4	8.7	38.4	10.0	14.9
2006年	男性	35.1	13.0	4.2	41.6	10.7	12.9
	女性	19.2	9.8	16.4	54.8	3.4	11.7
	15~19歳	28.5	13.9	0.7	53.5	1.5	16.9
	20~29歳	11.8	12.1	3.0	65.3	7.8	8.3
	30~39歳	16.1	7.8	33.4	41.7	8.5	8.3
	40~49歳	25.3	10.2	20.0	44.3	10.1	10.7
	50~59歳	35.1	10.7	4.1	45.3	13.0	11.6
60歳以上	50.6	10.3	2.4	34.9	6.8	10.9	

(資料) 統計庁「2006年社会統計調査報告」(2006年)より

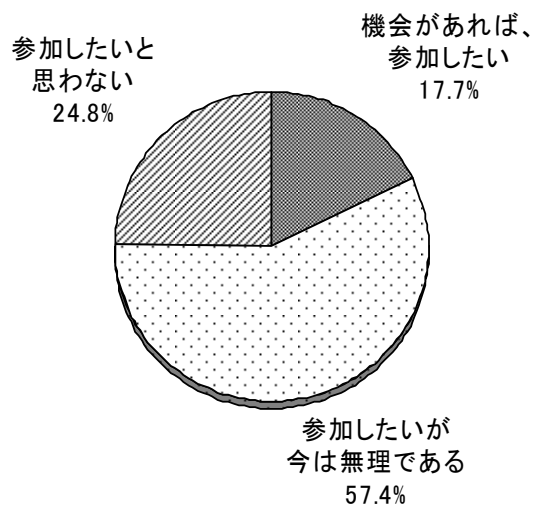
さらに、今後のボランティア活動の参加に対する認識について見ると、過去1年間にボランティア活動に参加した人の72.5%が「機会があれば、今後も継続して参加したい」と回答している。また、過去1年間にボランティア活動に参加しなかった人の中でも17.7%が「機会があれば、参加したい」と回答している。

図表 3-6-5 今後のボランティア活動への参加意欲

(過去1年間にボランティア活動に参加した人)



(過去1年間にボランティア活動に参加しなかった人)



(資料) 統計庁「2006年社会統計調査報告」(2006年)より

## (2) 青少年のボランティア活動への参加状況

学校教育課程におけるボランティア活動への参加状況をまとめた資料として、韓国青少年振興センターが発刊している「青少年ボランティア活動白書」がある。白書では、「学生生活記録簿」と、各地域の青少年振興センターの青少年ボランティア参加者の電子化管理プログラムデータの2つの資料から、それぞれ学生のボランティア活動への参加状況をまとめている<sup>1</sup>。各調査結果をもとに、青少年のボランティア活動への参加状況をまとめると以下の通りである。

### 1) 「学生生活記録簿」データから見た青少年ボランティア活動の現状

#### (調査の概要)

学生生活記録簿は高校生までの教科成績と教科外の活動実績を記録したものであり、大学進学時の内申書として利用されている。「2005年青少年ボランティア活動白書」では、全国16市道の中・高等学校81校の学生2,622名を対象に、ボランティア活動への参加状況をとりまとめている。調査対象者の内訳と調査方法は下記の通りである。

図表 3-6-6 学生のボランティア活動への参加状況の調査概要

調査対象者	全国16市道の中・高等学校81校に在席する中学3年生および高校3年生
調査数	2,622名 (内訳) 中学3年生:1,401名、高校3年生:1,221名 男子:1,219名、女子:1,403名
調査方法	2004年分の学生生活記録簿のボランティア活動実績(学年、日にちあるいは期間、場所あるいは主管機関名、活動内容、時間、累計時間)を集計

(資料) 韓国青少年振興センター「2005年青少年ボランティア活動白書」(2005年)より

#### (学生が1年間にボランティア活動に参加する活動時間)

1人の学生が、1年間にボランティア活動に参加する活動時間の全国平均値は26.46時間であり、前年の25.98時間と比較してやや増加している。中学生と高校生で比較すると、高校生のほうが中学生より年間の活動時間が長い。

男女別に見ると、女子生徒が男子生徒に比べてボランティア活動に参加する時間が長い。市道別に見ても、光州市、大田市、蔚山市、京畿道、全羅南道、慶尚南道の6市道以外は、女子生徒の方が男子生徒よりボランティア活動に参加する時間が長い。

市道別に見ると、忠清北道は43.64時間と全国平均と比較して非常に高い。一方、一番低いのは全羅南道で20.19時間である。特に、忠清北道では高校生のボランティア活動参加時間数が

<sup>1</sup> 青少年振興センターを通じて参加したボランティア活動記録は、各学校にも提供され「学生生活記録簿」に記載される。このため、「学生生活記録簿」に基づく調査の対象となる青少年ボランティア活動と、青少年振興センターの管理データに基づく調査の対象となる青少年ボランティア活動は、大部分重複していると考えられる。

69.77 時間と非常に長くなっている<sup>i</sup>。なお、全国平均の活動時間数を上回っているのは、仁川市、光州市、京畿道、江原道、忠清北道の 5 地域であり、その他の地域は平均時間数を下回っている。

図表 3-6-7 地域別男女別中学高校別年間平均ボランティア活動時間数

(単位:時間)

		性別		学年		全体
		男子	女子	中学	高校	
全国平均		26.10	26.77	24.06	29.21	26.46
特別市	ソウル市	24.43	25.21	21.35	29.37	25.02
広域市	釜山市	22.79	29.94	25.27	25.93	25.58
	仁川市	23.69	30.60	25.30	29.04	27.00
	大邱市	24.12	27.04	26.30	25.57	25.98
	光州市	29.58	27.46	25.75	30.72	28.15
	大田市	31.97	20.58	25.06	26.30	26.08
	蔚山市	28.12	20.64	28.71	13.48	25.72
道	京畿道	31.29	28.34	24.29	33.14	29.82
	江原道	27.88	28.03	23.25	36.57	27.98
	忠清北道	42.28	44.44	27.22	69.77	43.64
	忠清南道	20.19	25.17	24.20	17.15	22.83
	全羅北道	23.60	26.76	24.88	28.15	26.28
	全羅南道	20.75	19.60	18.20	23.56	20.19
	慶尚南道	21.05	24.71	22.31	23.75	22.96
	慶尚北道	23.34	21.77	20.26	25.28	23.18
特別自治道	済州道	21.08	23.88	22.38	22.35	22.37

(資料)韓国青少年振興センター「青少年ボランティア活動白書 2005」より

#### (ボランティア活動への参加1回あたりの活動時間)

学生のボランティア活動への参加について、1 回当たりの活動時間の全国平均は 2.72 時間で、前年の 2.65 時間と比較して増加している。

男女別に見ると、男子よりも女子の方が 1 回当たりの活動時間が長い。また、中学・高校別では、高校生の方が中学生よりも活動時間が長い。これらの結果は 1 人当たりの年間活動時間と同様の傾向である。年間活動時間を 1 回あたりの活動時間で割ると中学生と高校生は平均して年間約 10 回のボランティア活動に参加していることが分かる<sup>ii</sup>。

<sup>i</sup> 青少年ボランティア活動時間数の長さによどの程度影響を与えているかは明らかではないが、忠清北道青少年振興センターでは、毎年「お母さんボランティアグループ」を結成し、ボランティアリーダーの育成や青少年ボランティアを対象としたメンタリング、慈善バザーなどの活動を行っている。

<sup>ii</sup> この見方はあくまでも全国平均をもとにしたものであって、地域によってボランティア活動への参加状況は異なる。例えば蔚山市の高校生の年平均活動時間数は約 13.5 時間である一方、1 回当たりの活動時間数は約 5.6 時間であり、平均して年間 2~3 回のボランティア活動に参加していることが分かる。蔚山市青少年振興センターが紹介しているボランティア活動プログラムの中には、地域のマラソン大会や地域のお祭り等の補助ボランティアなど、1 回当たりの活動時間が長いプログラムも含まれている。統計値から判断すれば、蔚山市では、こうしたプログラムへの参加が全国と比較して相対的に多いと考えられる。



図表 3-6-8 地域別男女別中学高校別1回あたりの平均活動時間数

(単位:時間)

		性別		学年		全体
		男子	女子	中学	高校	
全国平均		2.66	2.77	2.64	2.90	2.72
特別市	ソウル市	2.68	3.54	2.84	3.44	3.15
広域市	釜山市	2.10	2.74	2.29	2.42	2.35
	仁川市	2.15	2.42	1.98	2.74	2.29
	大邱市	2.32	2.17	2.48	1.93	2.21
	光州市	3.28	3.40	3.33	3.38	3.36
	大田市	2.58	2.32	2.01	2.58	2.47
	蔚山市	2.92	2.04	2.47	5.63	2.62
道	京畿道	3.14	3.84	3.23	3.53	3.44
	江原道	3.34	3.20	3.51	2.96	3.24
	忠清北道	3.18	3.25	2.71	3.66	3.22
	忠清南道	2.48	2.82	2.96	1.62	2.67
	全羅北道	2.97	2.78	3.19	2.45	2.81
	全羅南道	2.90	2.91	3.06	2.72	2.90
	慶尚南道	2.30	2.62	2.60	2.34	2.47
	慶尚北道	2.21	2.09	1.85	2.47	2.20
特別自治道	済州道	1.99	2.12	1.78	2.47	2.05

(資料)韓国ボランティアセンター「青少年ボランティア活動白書 2005」より

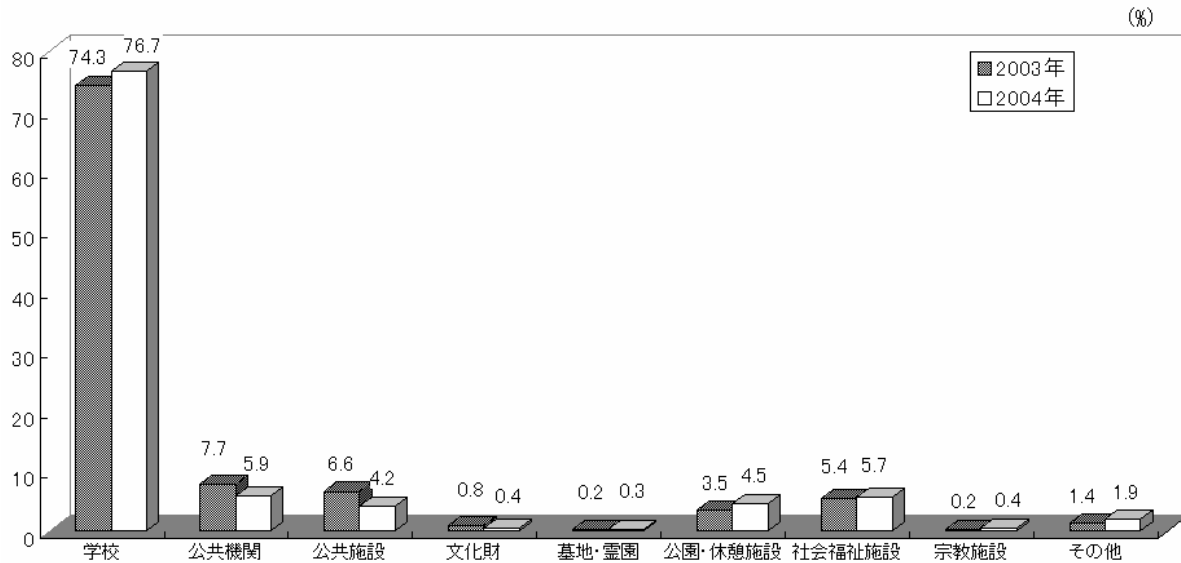
#### (ボランティア活動参加者の主たる活動場所)

学生のボランティア活動参加者の主たる活動場所について見ると、学校が主管して行う「学校分野<sup>i</sup>」が 76.7%であり、他の活動場所と比較して非常に多い。これは前年の調査結果における「学校分野」の割合(74.3%)と比較して、僅かながら増加しており、中学生や高校生のボランティア活動への参加の大半が、学校の教科外活動によるものであることが分かる。

なお、「学校分野」以外で活動割合の大きいものを見ると、「公共機関」、「社会福祉施設」、「公園・休憩施設」となっている。

<sup>i</sup> 学校が主管して行うボランティア活動とは、学校がボランティア活動の機会を確保し、生徒に対して提供するものである。ただし、全生徒に行き渡るほど十分ではないため、この機会をつかめない生徒は、自らボランティア活動の機会を見つける必要がある。

図表 3-6-9 ボランティア活動参加者の主たる活動場所<sup>i</sup>



(資料) 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書 2005」より

活動分野の分布は、男女別、中学高校別に見てもほぼ同じであり、いずれも「学校分野」における活動が大多数であることが分かる。

図表 3-6-10 男女別中学高校別主たる活動分野

	学校	公共機関	公共施設	文化財	墓地・霊園	公園・休憩施設	社会福祉施設	宗教施設	その他
男子	78.1	5.3	4.2	0.4	0.5	4.2	4.7	0.3	2.2
女子	75.4	6.5	4.2	0.4	0.1	4.8	6.7	0.4	1.6
中学	76.7	6.3	4.5	0.5	0.1	3.7	5.9	0.3	2.1
高校	76.8	5.5	3.9	0.3	0.4	5.4	5.6	0.5	1.6

(資料) 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書 2005」より

<sup>i</sup> 各活動場所の説明と具体的な活動場所は以下のとおりである。

- ・ 学校：当該学校の主管で行われる活動(ただし、学校が主管して下記施設で活動を行う場合は「学校」としてカウントされている)
- ・ 公共機関：区役所(区・町)、警察署、登記所、消防署、郵便局、交番などの機関
- ・ 公共施設：図書館、病院、保健所、幼稚園、セマウル金庫(公的金融機関の1つ)、国鉄・地下鉄駅、公設運動場、電話局、赤十字社、体育館などの施設
- ・ 文化財：故宮・古墳、博物館、一般文化財施設
- ・ 墓地・墓園：国立墓地、墓園
- ・ 公園・休憩施設：国立公園、近隣公園、遊び場(遊具が置いてある場所を指す)、遊園地、市民公園
- ・ 社会福祉施設：老人亭(市町村にある老人たちの憩いの場)、老人大学(老人のための一種の教育機関)、養老ホーム
- ・ 保育園・婦人会(町内の婦人会のような団体)、社会福祉館、社会奉仕団体、再活院(障害者のための施設の1つでリハビリや職業訓練などが行われる)、障害者施設
- ・ 宗教施設：宗教団体、宗教記念館
- ・ その他：農・漁村、マンション・資源リサイクルセンターなど

(ボランティア活動参加者の主たる活動分野)

ボランティア活動に参加した学生の主な活動分野<sup>1</sup>について見ると、「環境保全活動」が最も多く、全体の 50.3%を占めており、次いで「助け合い活動」(22.4%)、「事前教育活動」(9.4%)となっている。地域別に見ると江原を除いた全国 15 ヶ市道で「環境保全活動」が他の活動分野よりも参加した割合が大きいことが分かる。

図表 3-6- 11 主なボランティア活動分野

(単位:%)

		事前教育	助け合い活動	慰問活動	指導活動	キャンペーン活動	慈善救護活動	環境保全活動	地域社会開発活動
全国平均		9.4	22.4	1.6	2.2	7.2	1.4	50.3	2.0
特別市	ソウル市	21.1	26.6	1.7	5.1	6.6	2.9	28.9	0.8
広域市	釜山市	11.3	15.3	1.9	2.1	16.2	0.1	46.8	6.0
	仁川市	10.0	6.4	0.1	0.9	3.3	-	74.4	0.2
	大邱市	7.4	40.2	0.1	1.3	6.6	1.1	42.1	0.0
	光州市	18.1	20.9	7.5	0.8	10.2	1.5	32.5	3.0
	大田市	8.6	11.7	1.8	1.4	4.6	1.2	64.3	0.6
	蔚山市	13.0	15.6	0.7	1.2	15.8	6.5	45.4	0.2
道	京畿道	3.9	26.7	1.8	9.0	10.6	3.0	42.0	0.5
	江原道	4.9	36.5	1.8	2.9	12.3	0.1	31.7	4.7
	忠清北道	6.5	12.3	0.1	0.8	4.4	3.5	65.4	2.7
	忠清南道	2.5	31.9	0.5	0.2	0.2	0.1	50.3	0.4
	全羅北道	0.4	33.5	3.4	0.6	1.4	1.1	58.5	0.7
	全羅南道	11.4	16.5	1.1	0.3	4.4	0.3	63.8	1.3
	慶尚南道	13.3	31.5	0.8	2.3	6.9	-	42.7	2.4
	慶尚北道	16.1	24.2	0.7	0.4	2.8	0.1	53.2	0.1
特別自治道	済州道	2.0	8.6	0.8	5.6	8.7	0.2	62.8	9.1

(資料) 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書 2005」より

<sup>1</sup> 各活動分野の具体的な活動内容は以下の通りである。

- ・ 事前教育 : ボランティア実施の事前教育 など
- ・ 助け合い活動 : 福祉施設助け合い活動、公共機関助け合い活動、病院助け合い活動、農漁村助け合い活動、学校内助け合い活動 など
- ・ 慰問活動 : 孤児院慰問、養老ホーム慰問、障害者慰問、病弱者慰問、軍隊慰問 など
- ・ 指導活動 : 同級生指導、ジュニア指導、社会指導、交通安全指導 など
- ・ キャンペーン活動 : 公共秩序キャンペーン、交通安全キャンペーン、学校周辺美化キャンペーン、環境保全キャンペーン など
- ・ 慈善救護活動 : 災害助け合い活動、近隣助け合い活動、献血、骨髄移植への協力、国際難民救済への協力 など
- ・ 環境保全活動 : 環境美化活動、自然保護活動、文化財保護活動 など
- ・ 地域社会開発活動 : 地域実態調査、地域広報活動、地域行事の支援 など

## 2) 青少年振興センターの利用記録から見た青少年ボランティアの現状

全国 16 市道に設置されている青少年振興センター<sup>i</sup>では、青少年がセンターを利用して参加したボランティア活動について、参加者の属性とともに、活動時間を電子化管理プログラムによって記録している。

本調査はそのデータを集計し、学生ボランティア活動の現状を把握したものである<sup>ii</sup>。青少年振興センターの利用者を対象とした実態把握であるため、小学生から大学生までが調査対象に含まれている。

### (青少年のボランティア活動への参加状況の概要)

調査結果によれば、全国の青少年振興センターを通じてボランティア活動に参加した学生(小学生、中学生、高校生、大学生)の延べ総数は、約 130 万人であり、ボランティア活動に参加したのべ活動時間は約 360 万時間となっている。この結果から、ボランティア活動 1 回あたりの平均活動時間は約 2.8 時間であることが分かる。これは「学生生活記録簿」に基づく青少年ボランティア活動の実態調査結果とほぼ一致している。

### (ボランティア活動に対する青少年の意識)

これまでに見てきたように、韓国では、特に中学生、高校生を中心に学校や青少年振興センターを介したボランティア活動への参加が活発である。「青少年ボランティア白書」では、ボランティア活動に参加する者の意識調査も実施しており、その結果は以下の通りである<sup>iii</sup>。

まず、ボランティア活動の意味に対する意識について見ると、「自己犠牲を通じて恵まれない近隣の人々を助ける良い活動」との回答が 31.3%と最も多く、次いで「自分が持っている資源を活用し、自分の社会をもう少し住みやすい社会にしていく活動」との回答が 25.8%となっている。これらの「社会や他人のために自分の力を提供する」という考え方を合わせると、中学生、高校生全体の約 6 割を占めている。

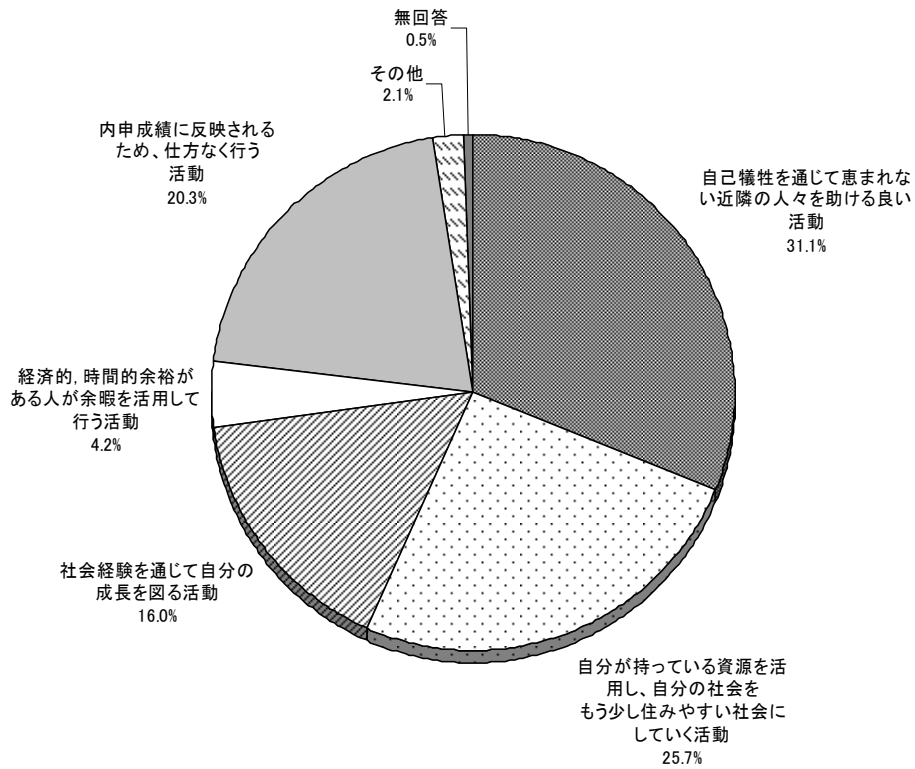
一方、「内申成績に反映されるため、仕方なく行う活動」という回答は、上記 2 つの考え方に次いで 3 番目に多く、全体の 20.4%を占めている。また、この考え方の回答割合について中学生と高校生で比較すると、中学生が 23.5%であるのに対して高校生は 17.1%となっている。

<sup>i</sup> 青少年振興センターは、青少年が参加するボランティア活動に関する総合的な情報収集・提供、プログラム開発等を目的に、「韓国青少年振興センター」を中心に全国 16 市道に設置されている。

<sup>ii</sup> 学生生活記録簿に基づく調査と異なり、青少年振興センターを利用した者のみが対象であり、大学生も調査対象に含まれる点に注意が必要である。

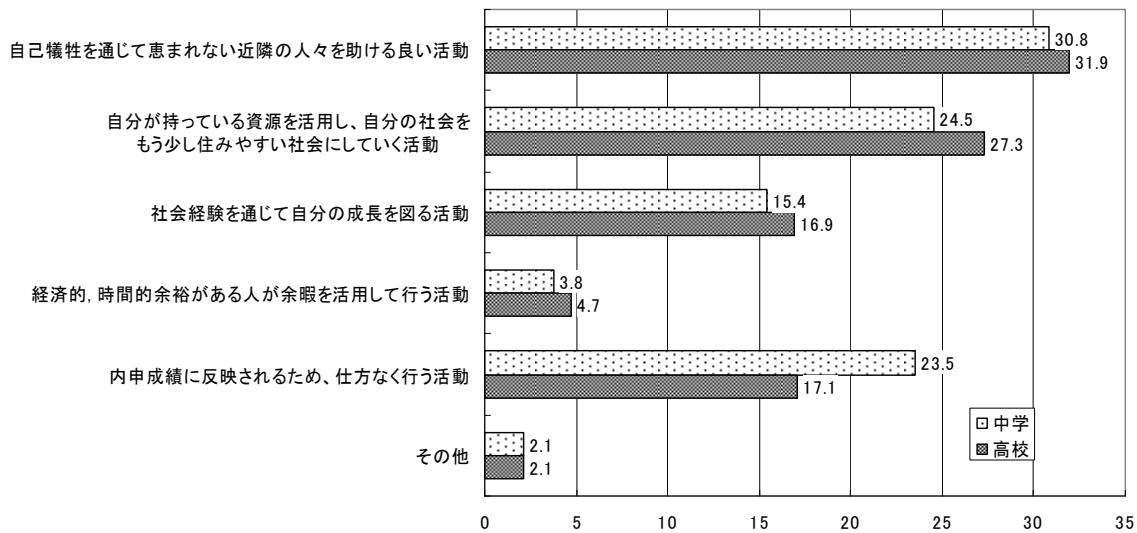
<sup>iii</sup> 調査対象は、無作為抽出した全国 16 市道の中学生と高校生の合計 2,921 名  
ボランティア活動の意味に対する意識の設問は、予め設定された選択肢の中から自分の考え方に最も近いものを 1 つ選択する択一方式で実施されたものである。

図表 3-6- 12 ボランティア活動の意味に対する意識



(資料) 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書 2005」より

図表 3-6- 13 ボランティア活動の意味に対する意識(中学生、高校生別)



(資料) 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書 2005」より

### 3. ボランティア活動に関する制度の概要

#### (1) 法律

##### 1) 自願奉仕活動基本法

###### a) 背景

韓国では、ボランティア活動の振興と地域コミュニティの構築を目的として、2005年8月に「自願奉仕活動基本法」が制定された<sup>i</sup>。これにより、ボランティア活動の定義が明確にされ、これまでは政府の施策として行ってきたボランティア活動に関する推進施策に対して法的根拠が与えられることとなった。

この基本法の制定には、約11年の年月を要している。当初、ボランティア活動に関する法律制定が必要だとされた背景には、「選挙活動を支援するボランティア活動」と「社会や他人のために行うボランティア活動」を区別して定義する必要性があったとされる。実際、1994年に発表された法案では「選挙ボランティア法」と「純粋ボランティア活動支援法」に分けられていた。

その後、基本法の対象としては「選挙ボランティア活動」を除外して「純粋ボランティア活動」に限定すること、ボランティア活動保険の条項を盛り込むこと、ボランティア活動を支援するセンターの設置を盛り込むこと、ボランティアセンターの運営は官民協働とすること等が議論され、現在の基本法に至っている。

特に、ボランティアセンターの運営を官民協働とすることになった背景には、当初の政府案に対して民間のボランティア団体から「行政主導のボランティア活動振興に偏っている」との反発があり、一度廃案となった経緯がある。後述する「韓国自願奉仕協議会(Korea Council of Volunteering)」は、こうした経緯を受け、民間のボランティア団体の意見をとりまとめて基本法に反映させることを目的として設置されたものである。

###### b) 概要

自願奉仕活動基本法では、ボランティア活動の振興の基本的方向性として、「国民の協働参加能力を高めることを目的とすること」、「ボランティア活動の推進施策は、官民協力の原則に基づいて進めること」を掲げている。また、ボランティア活動の定義として、「ボランティア活動は、無報酬性、自発性、公益性、非政治性、非宗教性<sup>ii</sup>の原則に基づいて行われるべきものであること」としている。

同法では、ボランティア活動の範囲を次図表のように定め、振興のための組織として、各自治体に「自願奉仕活動センター」を設置できること、ボランティア団体の全国的なネットワークを構築するため、「自願奉仕活動協議会」を設置できることを規定している。

<sup>i</sup> 2006年2月施行

<sup>ii</sup> 特定の教義の布教を目的とした活動ではないという意味であり、例えば宗教団体が行う地域清掃のような活動を除外するものではない。

図表 3-6-14 自願奉仕活動基本法に定められているボランティア活動の範囲

1. 社会福祉および保健増進に関する活動
2. 地域社会開発・発展に関する活動
3. 環境保全および自然保護に関する活動
4. 社会的弱者の権益増進および青少年の育成保護に関する活動
5. 教育および相談に関する活動
6. 人権の擁護および平和の維持に関する活動
7. 犯罪予防および更生に関する活動
8. 交通および基礎秩序指導に関する活動
9. 防災管理および災害救護に関する活動
10. 文化・観光・芸術および体育振興に関する活動
11. 腐敗防止および消費者保護に関する活動
12. 公明選挙に関する活動
13. 国際協力および海外奉仕活動
14. 公共行政分野の事務支援に関する活動
15. その他、公益事業の遂行あるいは住民の福利増進に必要であると考えられる活動

(注) 翻訳は日本総合研究所によるものである  
(資料) 法務部<sup>1</sup>ホームページ法律条文データベースより

## 2) 教育関連の法律

### a) 教育基本法および関連法

韓国における教育(学校教育だけでなく生涯教育を含む)の根拠法となるのが、教育基本法であり、初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法等の関連法は全てこの教育基本法に基盤を置いている。

学校教育におけるボランティア活動については、1995年に大統領令により「教育改革委員会」が設置され、そこでの議論をもとに「新教育改革法」が制定された。この法律に基づき、教育部が教育人的資源部に改組された。教育人的資源部は「第7次学校教育課程」を作成し、1996年から順次実施されている。前述した、学校教育の教科外活動領域へのボランティア活動の導入も、当案に盛り込まれた施策の1つである。この計画の柱は、従来の教科教育中心、受験中心の学校教育から、「実践中心の人性教育<sup>ii</sup>」への転換を図ったことであり、その一環として教育課程におけるボランティア活動が取り入れられるようになった。

### b) 青少年基本法

学校教育とは別に、青少年の健全育成を目的として、「青少年基本法」が1991年に制定され

<sup>i</sup> わが国の法務省に相当する中央政府機関。韓国の中央行政組織では、「部」がわが国の「省」に相当する行政組織である。

<sup>ii</sup> ここで「人性教育」とは一人ひとりが持っている素質や個性、創意性に根ざし、それを伸長していこうとする教育を指す。

ている。青少年基本法で定める青少年とは、「9 歳以上 24 歳以下のもの」と定め、「青少年の福祉を増進し、青少年の修練活動を支援し、青少年交流を振興させ、有益な社会条件と環境を提供し、青少年に対する教育を相互に補足しあうことで、青少年の健全な成長を助ける」ことを目的として規定している<sup>i</sup>。青少年育成に関する政策は文化観光部青少年局の所管である。

### 3) 非営利民間団体支援法(NPO 法)

非営利活動を行う民間団体の自発的発展を確保することを目的として 2000 年に制定された法律であり、通称で NPO 法と呼ばれている。ただし、わが国の「特定非営利活動促進法(NPO 法)」が認証によって法人格を認める法律であるのに対し、韓国の NPO 法は登録制を採っており、法人格の有無に関係なく、登録団体に対して支援が行き届きやすくするための法律である。本法では、下記の要件を満たす団体を「非営利民間団体」と定義している。

図表 3-6-15 非営利民間団体支援法における非営利民間団体の定義

- ・ 事業の直接受益者が不特定多数であること
- ・ 構成員相互間に利益分配をしないこと
- ・ 事実上特定政党又は選出職候補を支持・支援することを主な目的としない、又は、特定宗教の教理伝播を主な目的として設立・運営されないこと
- ・ 常時構成員数が 100 人以上であること
- ・ 最近 1 年以上公益活動実績があること
- ・ 法人でない団体の場合には、代表者又は管理人があること

(資料)法務部<sup>ii</sup>ホームページ条文データベースより

登録は、該当する公益事業の中央政府の担当部長官および団体所在地の市・道知事への申請に基づいて行われ、その際の登録要件は下記の通りである<sup>iii</sup>。

図表 3-6-16 登録要件

- ・ 本法に定める「非営利民間団体」の定義に該当する団体であること
- ・ 事実上特定の政党あるいは候補者を支援することを主たる目的としないこと
- ・ 事実上特定宗教の布教を主たる目的として設立、運営されないこと

(資料)法務部ホームページ条文データベースより

登録団体は、公益事業に必要な事業費の補助や租税の減免措置、郵便料金の一部減免などの優遇を受けることができる。補助金を受けようとする場合は、当該年度の事業計画書と事業完

<sup>i</sup> 「青少年基本法」第 3 条 2

<sup>ii</sup> わが国の法務省に相当する韓国中央政府の行政機関

<sup>iii</sup> 登録団体数は市・道ごとに管理されている。登録数を公表している京畿道のデータによれば、2004 年末時点で 844 団体となっている。



了報告書の提出が義務付けられており、虚偽の事実を記載したり、不正な方法で補助金の交付を受けた場合、3年以下の懲役または1,000万ウォン以下の罰金の直罰が規定されている。

## (2) 所轄・担当機関、関連機関

韓国におけるボランティア活動の所轄・担当機関の主たるものは行政自治部<sup>i</sup>である。行政自治部は「自願奉仕活動基本法」に基づいてボランティア活動促進のための政策立案と施策の実施を担当している。また、青少年育成の一環として行われる青少年ボランティアの振興については、文化観光部が、教育課程におけるボランティア活動や大学入学制度改革については教育人的資源部がそれぞれ所轄・担当機関である。

ボランティア活動推進のための関連機関の主なもの3つあり、社団法人韓国自願奉仕センター協議会(Korea Association of Volunteer Centers)、社団法人韓国青少年振興センター(Korea Youth Service Center)、社団法人韓国自願奉仕協議会(Korea Council of Volunteering)である。これらはいずれも法律に基づいて設置された行政系の組織である。

韓国自願奉仕センターと韓国青少年振興センターは、全国に立地する各ボランティアセンターを束ねる中央組織であり、それぞれ行政自治部、文化観光部に属する行政系の組織である。韓国自願奉仕協議会は、ボランティアグループの全国規模のネットワークを促進するための組織であり、行政自治部に属する。

これらの行政系の全国規模の組織に対して、民間系の全国規模の組織としては、社団法人ボランティア21がある<sup>ii</sup>。

### 1) 社団法人韓国自願奉仕センター協議会(Korea Association of Volunteer Centers)<sup>iii</sup>

1999年に、全国各地の自願奉仕センターをとりまとめる中央機関として設置された。設置当初は明確な根拠法を持たなかったが、2005年に制定された「自願奉仕活動基本法」の中で、ボランティア活動を振興するための機関として規定され、各地域のセンターで実施されているボランティア活動に関する情報収集や、データベースによる一括情報発信、各地域センターで導入されているボランティア保険の整備等を行っている<sup>iv</sup>。予算規模は公表されていないが、センターの運営経費は国および自治体から支出されている。

<sup>i</sup> 韓国の中央行政組織では、「部」がわが国の「省」に相当する行政組織である。

<sup>ii</sup> ボランティア21の概要については「5.民間による施策・事業」を参照

<sup>iii</sup> 韓国自願奉仕センター協議会ホームページ(<http://www.kavc.or.kr/>)より

<sup>iv</sup> ボランティア保険については、「6.ボランティア活動の振興のための社会的基盤」を参照

図表 3-6-17 (参考) 韓国自願奉仕センター協議会ホームページ



(資料) 韓国自願奉仕センターホームページ

## 2) 社団法人韓国青少年振興センター(Korea Youth Service Center)<sup>i</sup>

1997年に設置された、全国16市道の青少年振興センターをとりまとめる中央機関である<sup>ii</sup>。教育制度改革に伴う1996年の中学、高等学校における、「特別活動」の選択肢へのボランティア活動の導入に伴い、地域における青少年向けのボランティア活動の支援、指導やマッチングに特化した機能を強化する目的で、文化観光部青少年局韓国青少年開発院の下に設置されている。全国の青少年振興センターの運営予算(2005年度)は約4.1億ウォンである<sup>iii</sup>。

青少年ボランティア活動に関する情報発信、ボランティア活動のプログラムづくり、各地の青少年振興センターを利用した青少年ボランティアの活動状況等の情報収集・管理を行っている<sup>iv</sup>。特に、情報発信においては青少年ボランティア活動のためのポータルサイトを運営し、青少年が参加できるボランティア活動の情報を、一括発信している。韓国のインターネット普及率はわが国や米国と比較して高い<sup>v</sup>ことから、こうしたポータルサイトは青少年ボランティア活動を支える社会的基盤の一つになっていると言える。

<sup>i</sup> 韓国青少年振興センターホームページ(<http://www.kysc.or.kr/>)より

<sup>ii</sup> 設置当初の名称は「韓国青少年自願奉仕センター」だが、2006年3月に組織改編に伴い改称し、現在の名称になった。

<sup>iii</sup> 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書2005」より

<sup>iv</sup> 青少年振興センターの機能や施策の詳細は「4. 公的制度による施策・事業」を参照

<sup>v</sup> 財団法人韓国インターネット振興院(National Internet Development Agency of Korea)「2006年度下半期情報化実態調査」によれば、韓国におけるインターネット利用率(1ヶ月以内にインターネットを利用したことがある人の割合)は74.8%であり、30歳以下の年齢層のインターネット利用率は90%を超えている。

図表 3-6-18 韓国青少年振興センターホームページ



(資料) 韓国青少年振興センターホームページ

### 3) 社団法人韓国自願奉仕協議会(Korea Council of Volunteering)<sup>i</sup>

ボランティア活動を行うグループや民間団体の全国的なネットワークづくりを目的として、1994年に設立された組織である。ボランティア活動を行う民間団体およびその代表者を会員とする会員組織であり、発足当初は36会員であったが、2003年には103会員にまで増加している。

「自願奉仕活動基本法」の成立過程においては、ボランティア活動団体を代表する立場で意見表明や協議会に参加するなど、アドボカシー団体として活動した。現在は、下記の事業を行っている。

図表 3-6-19 韓国自願奉仕協議会の事業内容

- ・ ボランティア活動領域の各種原案に関する協議および調整
- ・ 会員団体間の協力および事業支援<sup>ii</sup>
- ・ ボランティア活動の振興のための国民広報および国際交流<sup>iii</sup>
- ・ ボランティア活動に関する政策立案および提言
- ・ ボランティア活動に関する調査研究および教育訓練の実施
- ・ ボランティア活動に関する情報の収集・発信
- ・ ボランティア活動の振興と関連して、国家および地方自治体から委託された事業
- ・ その他、協議会の目的達成に必要な諸事業等(収益事業を含む)

(資料)韓国青少年振興センターホームページより

図表 3-6-20 (参考)韓国自願奉仕協議会ホームページ



(資料)韓国青少年振興センターホームページ

<sup>i</sup> 韓国自願奉仕協議会ホームページ (<http://www.kcv.or.kr/main/index.asp>) より

<sup>ii</sup> 具体的な活動としては、団体の活動に役立てるための叢書 (KCV Series) の発行がある。発行物は、ホームページ等で公表・配布している。

<sup>iii</sup> 国際交流に関する具体的な活動としては、IAVE (International Association for Volunteer Effort) への参加・協力や国際ボランティア年への参加がある。

## 4. 公的制度による施策・事業

### (1) ボランティア活動全般に関する施策と事業

#### 1) 行政自治部「ボランティア活動活性化計画」

ボランティア活動振興の所轄・担当部署であり、全国のボランティアセンターを所管する行政自治部は、2007年の業務計画の中で「ボランティア活動活性化計画」を掲げている。本計画では、官民協働の社会基盤づくりを目的に、市民が社会参加するための基盤としてボランティア活動の更なる振興を図ることが掲げられている。

#### 2) 自願奉仕センター(ボランティアセンター)

##### a) 自願奉仕センターの概要

ボランティア活動として、主に福祉分野におけるボランティア活動を行う市民団体などを支援する機能として設置されている機関である。現在、全国に248のセンターが設置されている。

設置当初は明確な根拠法を持たなかったが、大統領による行政命令によりセンターへの行政支援が実施されていた。また、従来はボランティアの主な活動領域が福祉分野であったため保健福祉部が所管して支援を行っていたが、「自願奉仕は地域づくり」との理念のもと、1995年からは行政自治部の所管に変更となっている。2005年に「自願奉仕活動基本法」が制定されてからは、これを根拠法として主として行政自治部による行政支援が行われている。

対象は青少年に限定せず、地域全ての人々にボランティアへの参加を促す機能を有したマッチングセンターである。同時に、ボランティアプログラムの開発、ボランティアへの様々な指導助言を行っている。さらに、登録ボランティアの活動状況(活動時間、活動分野等)を把握したり、ボランティア活動に係る保険制度の運用を行ったりといった管理機能も備えている。

##### b) 自願奉仕センターの活性化

「自願奉仕活動基本法」施行を受け、ボランティアセンターを所管する行政自治部は、2006年5月に「自願奉仕センター活性化指針」を發布し、ボランティア活動の振興を推し進めるために全国のボランティアセンターにおいて取り組む具体的な施策を示した。主な施策は次図表の通りである。

図表 3-6- 21 「自願奉仕センター活性化指針」に掲げられている主な施策

<p>(プログラム開発)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各センターによる、地域社会の問題を解決するためのボランティア活動プログラムの開発促進 (ボランティアや団体に対する施策の推進)</li><li>・ ボランティアおよび団体間で常時情報交流が行われるようなネットワークの構築</li><li>・ ボランティア保護のための保険加入の推進</li><li>・ ボランティアおよびボランティアの管理者に対する教育訓練強化</li><li>・ ボランティア活動への参加を保障する社会システムの検討</li></ul> <p>(インフラ整備)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 自治体 1 センターとなるようなインフラ整備</li><li>・ 「自願奉仕ポータルシステム」の構築による、各種情報のリアルタイム連携</li><li>・ ボランティア活動データベースの構築によるボランティア活動への参加状況の記録・管理</li></ul> <p>(センターの運営方法の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自願奉仕センターの官民協働による事業運営の検討</li></ul> <p>(センターに対する行政支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自願奉仕執行業務が自治事務であることを考慮した、運営に必要な経費に係る各自治体からの行政支援</li></ul>
--

(資料) 行政自治部「自願奉仕センター活性化指針」より

#### (自願奉仕プログラムの開発・普及)

指針では基本方針として次の 3 点を掲げている。1 つ目は「週 40 時間労働を前提とした余暇の活用により、ボランティア活動を日常生活の中で実践することが可能であるように、ボランティアの特性に適したボランティア活動プログラムを開発・普及すること」、2 つ目は「草の根のボランティア団体を育成し、地域の実情に適したプログラムの開発を図ること」、3 つ目は「センターごとに、地域の実情に踏まえ、その地域に特化した代表的なボランティア活動プログラムの開発を図ること」である。

さらに、下記のような具体的な活動プログラムを例示し、各センターが地域の事情を勘案の上、積極的に多様なプログラムの開発・普及に努めるよう、指摘している。

図表 3-6- 22 指針で例示されている具体的なボランティア活動プログラム

- 社会福祉活動
  - － 障害児・障害者の通学時の手伝い、老人・障害者に対する入浴介護、手話
  - － 低所得の働く女性のための子供の世話、給食支援・弁当支給などの食事支援等
- 行政補助活動
  - － 公共機関、役所、郵便局、警察署などにおける案内および行政機関の業務補助
  - － 社会福祉機関および施設での業務補助等
- 文化行事活動
  - － 音楽、舞踊、演劇などの小規模公演の補助
  - － 福祉機関および公共機関が行事を行う際の公演補助
  - － 地域文化行事支援、行事参加等
- 交通環境キャンペーン等
  - － 交通整理、駐車整理
  - － 環境、水質、リサイクルキャンペーン等
- 技術および機能支援活動
  - － 理・美容、家の修理、上張り、壁画張替え、パソコンによるデータ入力
  - － 電気・ガス安全点検等
- 教育活動
  - － ボランティア活動参加者の事前指導、韓国語・英語・漢字・書道などの指導
  - － 子ども学習指導、学習不振児指導、ハングル・文盲学習指導、障害児学習指導、低所得層のための学習指導
- 相談活動
  - － 法律および税務相談、青少年・女性・家族相談
  - － 就職相談、零細・中小企業創業相談等
- 災難・災害救助活動
  - － 緊急災難指揮、救助、復旧、慰問
  - － 応急救助、消防等
- 保健医療活動
  - － 献血、臓器提供の意思表示、看病、ホスピス介護、無料診療、患者慰問、患者の運動補助、病院の業務補助等
- 外国通訳活動
  - － 海外の姉妹都市および低開発国家のための活動
  - － 外国語通訳、翻訳等
- その他の自願奉仕活動
  - － メンタリング(mentoring)、青少年の禁煙のための奉仕、夜間防犯、美しい都市空間整備、合同結婚式時の司会進行等

(資料)行政自治部「自願奉仕センター活性化指針」より

### (保険制度の利用促進)

指針では、ボランティア活動に参加する者のための保険および共済の推進についても言及している。保険制度の利用促進に関する基本的考え方として、「ボランティアの保護のために保険加入対象者選定および保険商品は、当該自治体の権限・責任下で決定すること」、「ボランティア保険加入における統一性を図るため、自願奉仕活動基本法の関連規定を遵守すること」が規定されている。

自願奉仕センターが提供するボランティア保険への加入条件は、自願奉仕センターに登録している個人(自願奉仕者)あるいは、非営利民間団体支援法に基づいて登録された団体に所属している個人となっている。ただし、限られた予算を有効に活用するため、指針では、「被保険者の自願奉仕活動への参加実績」、「参加しようとする活動分野」、「活動地域」ごとに活動の危険度を考慮し、ボランティア保険の対象とすべき被保険者を選定することが示されている。

### (自願奉仕活動実績の管理と保障システムの構築)

指針では、学校および職場において自願奉仕活動を奨励・管理あるいは促進するため、ボランティア活動の管理方法および活動を保障するシステムの構築についても触れている。

韓国では、ボランティア活動実績は時間によって管理されている(時間管理の原則)。指針では、ボランティア活動時間を「終了時刻－開始時刻＋準備に要する時間＋活動の評価に要する時間」で計算することが明記された上で、1日の活動時間の範囲についても規定され、「ボランティア受入先とセンターは、原則として1人の1日の活動時間が8時間を越えないよう、仕事を調整する」こととしている<sup>i</sup>。また、こうした時間管理の原則を適正に運用するため、「時間管理の原則における例外」として、以下のように具体的に規定している。

図表 3-6- 23 時間管理の例外規定

- ・ 災害時のボランティア活動、農村ボランティア活動など、場所が当該の自治体を離れた場合には、実際のボランティア活動時間とは別に、その場所までの大衆交通手段を利用し移動した時間(標準所要時間)を加算すること
- ・ 文化・教育など、専門領域のボランティア活動については実際のボランティア時間と同様の時間を準備練習会議時間として認め、ボランティア活動時間に加算すること
- ・ 青少年ボランティア活動時間記録は「学生ボランティア活動運営指針」に従うこと
- ・ 研修および教育は教育時間として登録し、献血および寄付についてはボランティア時間として認めないこと
- ・ ボランティア活動過程上の昼食、おやつの時間などはボランティア活動時間を含めること

(資料)行政自治部「自願奉仕センター活性化指針」より

<sup>i</sup> 例外として、災害復旧のようなやむを得ない場合には、実際の奉仕時間が8時間を超える場合でも奉仕時間を認証・登録しなければならない



さらに、「ボランティア活動が促進されるためには、何らかのインセンティブが必要」であり、そのためには「体系的な保障システムの構築が必要である」との認識のもと、以下のような、活動を保障する経済的支援策および非経済的支援策の強化についても規定している。

図表 3-6-24 活動を保障する経済的・非経済的支援の強化

<p>○ボランティア活動に対する経済的支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- ボランティア中の怪我などに対する保険あるいは共済に加入</li><li>- 食費、交通費、記念品、無料駐車券、各種割引券、文化イベント招待券など、実費支援方案検討</li><li>- ボランティア活動に個人の装備を使用したときの附帯費用支援検討等</li></ul> <p>○非経済的な補償手段</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 各種イベントおよび懇談会への優先招待、親睦会の開催、機関刊行物郵送、奉仕王メダル授与、教養講座開設等</li></ul> <p>○ボランティアに対する補償体系の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- ボランティアに対する政府および自治体の褒賞拡大</li><li>- 自治体主導の経済的補償制度の拡大および新しいインセンティブの開発</li></ul> <p>○ボランティアの実績マイレージ制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 個人別ボランティア実績の積立・管理を行い、ボランティアに対するインセンティブ付与時に積極的に活用</li><li>- 学校、職場などでボランティア貢献認定のための資料提供</li><li>- ボランティア活動実績管理を通し、実績証明書発行などによって帰属意識や「認められた」という意識を与え、ボランティアを動機付ける</li></ul>
--

(資料)行政自治部「自願奉仕センター活性化指針」より

## (2) 青少年ボランティア活動に関する施策と事業

### 1) 学校教育課程におけるボランティア活動の実質義務化

学校教育では、先述したように教科外学習領域として、1996年から「特別活動」のなかにボランティア活動が位置づけられている。各学校は、ボランティア活動の活動時間、活動回数を各学年別に記録し、学生生活記録簿(内申書)に記述することで、上級学校への進学時の重要な資料として機能している。一方、大学等の高等教育機関は、内申成績に配点を行い、受験者選考の材料として活用している。

#### (目的)

学生ボランティア活動の目的は、「人性教育の強化」であり、1996年から全国の学校現場において展開されている。各学校には、「学生奉仕活動推進委員会」が設置され、学生のボランティア活動を教育的見地から実施している。

### (時間数)

教育課程に定められたボランティア活動の時間数は、以下の通りである。教育課程の最低基準時間は、中学・高等学校では勸奨時間の半分程度であるが、学生生活記録簿(内申書)の最高得点が勸奨時間と概ね一致するため、実態としては、勸奨時間に達するまで生徒が自主的にボランティア活動を行っている。

前述の通り、中学生が年間にボランティア活動に参加している時間数の平均は、中学生で 24.06 時間、高校生で 29.21 時間であり、いずれも勸奨時間を大きく上回っているのが現状である。

図表 3-6- 25 教育課程に定められたボランティア活動の時間数

	教育課程の最低時間	勸奨時間
小学校(1～4年)	年 5～7 時間以上	年 7 時間以上
小学校(5～6年)		年 10 時間以上
中学校	年 10 時間以上	年 18 時間以上
高等学校		年 20 時間以上

(資料) 教育人的資源部「学生奉仕活動指導資料」より

### (ボランティア活動への参加状況の評価)

ボランティア活動の教育的成果、学生およびボランティア活動の対象者の満足度などを確認し、活動結果を記録することが求められている。このような評価は、プログラム終了直後に行うことが通知されている。具体的な手法としては、感想文、面接、アンケート調査、懇談会を例示している。優秀なケースについては発表会などを開催して社会的に表彰することとしている。また、指導教師は学生個人から家族、グループ、地域に活動の輪が広がるように留意することが求められている。ボランティア活動の時間を学生生活記録簿(内申書)に点数化して反映させるには、以下のような方法が用いられている。

図表 3-6- 26 ボランティア活動の学生生活記録簿への反映方法

	中学 1 年	中学 2・3 年	高校
年間基準時間	18 時間	15 時間	学生生活記録簿の時間数をもとに、大学によって自由に点数化可能
反映方法	18 時間以上 : 8 点	15 時間以上 : 8 点	
	15～18 時間未満 : 7 点	10～15 時間未満 : 7 点	
	15 時間未満 : 6 点	10 時間未満 : 6 点	

(資料) 教育人的資源部「学生奉仕活動指導資料」より

## (活動分野)

学校教育課程におけるボランティア活動の活動分野として、「学生奉仕活動指導資料」では以下の7領域が例示されている。

図表 3-6-27 活動分野の例示

領域	内容
施設などでの手伝い (人手不足の施設)	福祉施設、公共施設、農漁村、学校内などの人手不足の施設などでの手伝い
慰問活動	老人ホーム、孤児院、障害者施設、軍施設などへの慰問
キャンペーン	交通安全、環境保全などのキャンペーン参加
慈善・救護活動	献血、災害地支援、難民救護活動など
環境・施設保全	自然保護、文化財保護活動
指導	同級生や下級生の指導、交通安全指導
地域社会開発	地域社会実態調査、地域社会イベントの支援など

(資料) 教育人的資源部「学生奉仕活動指導資料」より

## 2) 大学教育課程における事業

### (大学入学制度改革)

1995年以降、従来の教科教育と受験中心の学校教育から、「実践中心の人性教育」への転換が図られてきた。こうした方向性の転換は大学入学制度にも反映されている。

韓国の大学入学制度は韓国高等教育法施行令(第35条)<sup>i</sup>により、大学等の高等教育機関への入学者選抜において下記の3項目を考査することを規定しているが、大学入学制度に関する教育改革は、この3項目のうち、「②大学別考査」と「③一般選抜」の筆記による入学試験偏重から「①内申成績」を重視する形で進められている<sup>ii</sup>。

図表 3-6-28 大学等の高等教育機関への入学者選抜において考査することが規定されている項目

- |   |
|---|
| ① 高校の学生生活記録簿による内申成績(学力、出席日数、行動発達、ボランティア活動等) |
| ② 大学別考査(筆記試験、実技試験、面接試験等)                    |
| ③ 一般選抜(全国統一の国公立大学受験「大学修学能力試験」)              |

(資料) 韓国高等教育法施行令(第35条)より

具体的な改革案の最初のもは1998年10月に発表された「2002年度大学入学制度改革案」である。当案では「大学入試の画一化を排除し、大学の特性や募集単位の特性によって特徴的

<sup>i</sup> 2007年1月24日に一部改正

<sup>ii</sup> 韓国における加熱する入試競争は社会問題化しており、各政権では「平準化」が重要な政策課題となってきた。高等学校入試を私立高校を含めて宗教的理由を除き全て割り当て制度にしたことで、大学における入試は益々加熱している。

な選別を実施」することを基本原則としている<sup>i</sup>。2002 年度の新入試政策に対応する第 7 次教育課程改革案では、「新しい学校文化の創造」を目的に、「国民共通の基本教育課程の編成」や「質管理の教育評価体制の確立」と並行し、「教育課程の多様化」および「高校の選択中心教育課程の導入」など、個性重視の大学入学選抜方法に対応した内容を盛り込んでいる。個性を重視する新入学制度改革に伴い、高校側では特技や特性のための新たな課外活動の実施も検討しなければならない状況となっている。

さらに、2004 年 10 月には、「2008 年度以降大学入学制度改革案」が発表されている。当案の柱は「学生生活記録簿の反映比重拡大」、「学生生活記録簿の活用度引き上げ」、「学生生活記録簿の充実化」である。前述の通り、学生生活記録簿の非教科領域には、ボランティア活動が含まれているため、この改善案により、大学選考におけるボランティア活動実績のウェイトがこれまで以上に高まる方向へ向かうと見られている。

図表 3-6-29 (参考) 大学入学におけるボランティア活動枠の例

崇実大学校(私立大学)		
選考方式	募集人数	得点配分
大学独自の基準に基づく、ボランティア活動優秀者学校推薦方式	83 人 (募集人数全体は約 2,700 人)	1 次試験 : 内申成績 100% 2 次試験 : 内申成績 70% + 面接 30%
(応募資格)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006 年度 2 月高校卒予定者</li> <li>・ 下記いずれかに該当し、日常からボランティア活動意識が高く、学校長の推薦を得ている者               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 高等学校在学期間中のボランティア活動時間が通算して 120 時間以上の者</li> <li>－ 全校学生会長、学科学生会長、クラス長として 1 年以上活動した者</li> </ul> </li> </ul>		

(資料) 韓国青少年振興センター「韓国青少年ボランティア活動白書 2005」より

#### (大学におけるボランティア活動)

社会奉仕活動が大学で卒業単位認定され、選択科目として採用する大学が増加している。社団法人韓国大学社会奉仕協議会(Korean University Council for Social Service)<sup>ii</sup>が 1996 年に設立され、大学におけるボランティア活動の推進に向けて受入機関の発掘・開拓、ボランティア活動プログラムの開発・調査研究などを行っている。

<sup>i</sup> 韓国では 2 年間の兵役が義務であり、高校卒業後 2 年以内に大学に合格しないと兵役免除期間を過ぎてしまうため、大学入試競争を加熱させている。

<sup>ii</sup> 韓国大学社会奉仕協議会ホームページ (<http://kucss.kcue.or.kr/>)

図表 3-6-30 韓国大学社会奉仕協議会の概要

(会員)
・ 会員校 200 校(2007 年 1 月現在)
・ 会員校の内訳は、大学 145 校、専門学校 55 校
(目的)
・ ボランティア活動の推進・情報交換、市民活動につながる役割を果たすこと
(協議会の提供するプログラム)
・ ボランティア活動プログラムの支援: ボランティア活動プログラムの開発を目的とした調査研究やプログラム実施のための費用に対する寄付
・ 講習 : 質の高い教育と大学間の情報交流の促進を目的とした教職員のためのワークショップを年 1 回開催
・ 大学生海外奉仕団 : 文化交流を通じた国際的親善と相互理解を増進することが目的(内容:教育、医療奉仕活動、その他)。
・ 奉仕活動指導者(大学生)の育成 : 小・中・高等学校の児童・生徒が奉仕活動をするための指導者の育成

(資料)韓国大学社会奉仕協議会ホームページより

### 3) 青少年振興センター

ボランティア活動を振興するための組織として、各地に自願奉仕センターが設置されたが、教育制度改革に伴う 1996 年の中学、高等学校における「特別活動」の選択肢にボランティア活動が導入されたことに伴い、地域における青少年向けのボランティア活動の支援、指導やマッチングに特化した機能を整備する必要が生じ、1996 年から順次整備を進め、1997 年には全 16 市道に青少年自願奉仕センターが設置されることとなった。

また、各地の青少年自願奉仕センターをとりまとめる機関として、文化観光部青少年局韓国青少年開発院の下に「韓国青少年自願奉仕センター」<sup>1</sup>を設置し、ボランティア活動のプログラムづくり、および各地における活動状況等の情報収集・管理を行っている。

図表 3-6-31 青少年自願奉仕センターの主な事業内容

・ 青少年ボランティア活動に関する情報収集・提供
・ 青少年ボランティア活動参加者および指導者のための教材開発や教育・研修
・ 青少年ボランティア活動のプログラム開発・普及およびモデル事業運営
・ 青少年ボランティア活動の記録維持・管理およびそれらの情報を学校へ提供
・ 青少年ボランティア活動に関する相談対応
・ 国内外の青少年ボランティア関連機関・団体、メディアとの連携

(資料)韓国青少年振興センターホームページより

<sup>1</sup> 2006 年に組織改編に伴い改称し、現在は「韓国青少年振興センター」となっている

## 5. 民間による施策・事業

### (1) 社団法人ボランティア 21<sup>i</sup>

1997年に、200のボランティア団体と200の自願奉仕センターで設立された非営利団体で、韓国におけるボランティア活動の振興を目的として、様々な教育研修事業やボランティア活動に関する調査研究、政策提言を行っている。官民双方が会員として参加する、ボランティア活動全体をカバーするネットワーク組織となっており、2006年には行政自治部のボランティア施策検討のための調査受託も行っている。

また、最近の取り組みとしては、企業の社会貢献によるボランティア活動をサポートするスタッフとして「ボランティア 21 CSR サポーターズ」を置き、企業との情報交換やプログラム開発を進めている。

図表 3-6- 32 ボランティア 21 が実施している事業内容

- ・ ボランティア活動の普及啓発事業
  - － 「1%寄付キャンペーン」、「月1回ボランティアキャンペーン」、ボランティアファッションショー「いまどきのボランティア」 等
- ・ ボランティアリーダー育成事業
  - － ボランティアマネジャーやボランティアリーダーの育成(講座の開設、インターン)
  - － 青少年ボランティアリーダー育成ワークショップ 等
- ・ ボランティア活動プログラムの開発
  - － 文化や旅行分野における女性向けのボランティア活動プログラムの開発 等
- ・ ボランティア活動に関する調査研究、出版事業 等
- ・ ネットワーキング事業
  - － 「国際ボランティア年」オーガナイザー 等

(資料) ボランティア 21 ホームページより

図表 3-6- 33 ボランティア 21 ホームページ



(資料) ボランティア 21 ホームページ

<sup>i</sup> ボランティア 21 ホームページ(<http://www.volunteer21.org/>)

(2) 社団法人韓国自願奉仕聯合會<sup>れんごうかい</sup>(Federation of Volunteer Efforts in Korea)<sup>i</sup>

ボランティア活動に関する各種情報提供とネットワーキングを目的として 1991 年に設立された組織であり、ボランティア団体の支援のため、ボランティア・マネジャー<sup>ii</sup>の育成を中心とした教育研修・出版事業を行っている。この研修事業の特徴は、アメリカの NPO である CCVA (Council for Certification in Volunteer Administration) と連携し、CCVA が提供するボランティア・マネジャーの「資格認証プログラム」、「教育認定プログラム」を提供していることである<sup>iii</sup>。

図表 3-6-34 韓国自願奉仕聯合會が提供しているプログラム

<p>①資格認証プログラム(Certification Program)</p> <p>一定の資格認証過程を通じて、ボランティアプログラムのリーダーとして専門的水準にあることを認証するもの。ここで使用される資格証明「CVA (Certified in Volunteer Administration)」は、ボランティア管理における国際的な専門職資格の証明である。</p> <p>最初に CVA を受けた者は、資格取得 5 年後に、専門的成長とボランティアに対する考え方の再検証を受ける。この再認定過程を終えて始めて、資格認証の盾 (plaque in recognition) を授与される。</p> <p>②教育研修プログラム(Educational Endorsement Program)</p> <p>ボランティアの専門的成長のための機会を提供するワークショップコース</p> <p>③情報発信</p> <p>ニューズレターや書籍の発行、海外のボランティアジャーナルの翻訳・発行</p>
--

(資料)韓国自願奉仕聯合會ホームページより

図表 3-6-35 韓国自願奉仕聯合會ホームページ



(資料)韓国自願奉仕聯合會ホームページ

<sup>i</sup> 韓国自願奉仕聯合會ホームページ(<http://volunteer.mcit.co.kr/>)

<sup>ii</sup> ボランティアのマッチングだけでなく、教育研修やフォローアップまでを含めたボランティアマネジメント全体を専門に行う者を指す。「ボランティアコーディネーター」と区別して表現する言葉として用いられる。

<sup>iii</sup> P32 のアメリカの Council for Certification in Volunteer Administration (ボランティア管理資格認定協会、CCVA)についての記述を参照。

## 6. ボランティア活動の振興のための社会的基盤整備

### (1) ボランティアセンター

年齢に関係なく利用できるボランティアセンターとしては「自願奉仕センター」が全国 248 ヶ所に設置されている。また、青少年ボランティア活動を対象としたものでは、「青少年振興センター」が全国 16 市道に 1 ヶ所ずつ設置されている。

これらのセンターでは、ボランティア活動プログラムの開発・提供、ボランティア活動情報の提供・斡旋に加えて、登録・活動時間の把握・情報管理・ボランティア保険の提供といった管理機能を担っている。

また、各センターはホームページを活用したボランティア活動情報の提供・申込受付も行っている。韓国はインターネット普及率が高く、特に若年層の利用率は 9 割以上<sup>i</sup>であり、ボランティア活動の振興においても、インターネットが大きな社会的基盤になっている。

### (2) 評価制度

韓国におけるボランティア活動の評価は「時間管理の原則」に基づき、1 時間単位の活動時間記録によって行われる。活動時間の把握・管理は、登録先の自願奉仕センターあるいは青少年振興センターが全国一律の方法によって行い、その情報は必要に応じてボランティア自身や学校に提供される。活動の成果を時間のみで評価する点については意見が分かれているものの、こうした評価方法と情報管理のシステムも、ボランティア活動を支える社会的基盤の 1 つになっていると言える。

### (3) ボランティア保険

各地の自願奉仕センターに登録している者は、ボランティア活動に参加するにあたり、センターが提供する保険制度を利用することができる。保険の概要は図表 3-6-36 の通りであり、自願奉仕センターに登録していないボランティアや、1 回限りで参加したボランティアは保険の対象外である。

---

<sup>i</sup> 財団法人韓国インターネット振興院 「2006 年度下半期情報化実態調査」(2007)より。



図表 3-6-36 ボランティア保険の概要

(被保険者、契約主体)

- ・ 被保険者：各地の自願奉仕センターに登録しているボランティア
- ・ 契約主体：ボランティア活動プログラムを提供するグループや民間団体

(対象となる活動)

- ・ グループや民間団体が主体となって実施するボランティア活動
- ・ 次のいずれかに該当する公益を目的とした無償の活動であって、計画的かつ継続的に実施されるボランティア活動
  - － 社会福祉に関するボランティア
  - － 環境保全に関するボランティア
  - － 教育に関するボランティア
  - － 消費者保護に関するボランティア
  - － 青少年の健全育成に関するボランティア
  - － 犯罪防止に関するボランティア
  - － 社会秩序の構築に関するボランティア
  - － 災害に関するボランティア
  - － 公職選挙法及び選挙不正防止法が規定する公正な選挙の推進のためのボランティア
  - － 公職選挙法及び選挙不正防止法が適用される各種選挙の候補者と政党の選挙運動に関するボランティア
  - － 上記いずれかに関する海外ボランティア
  - － その他、上記の活動分野に準ずるボランティア活動

(対象となる活動時間)

- ・ ボランティア活動に直接参加している時
- ・ ボランティア活動の開始前または終了後に活動場所に待機している時
- ・ ボランティア活動のための活動場所と被保険者の住所地との間を通常的手段によって移動している時

(資料)自願奉仕センター協議会ホームページより

## 参考 学校制度の概要

韓国は、日本と全く同じ6・3・3・4制であり、1985年からは9年間の義務教育に移行している。高等学校の進学率が99%であり、受験競争回避に向けて高等学校入試が全廃され、私立高校を含めて全て抽選制となった。大学への進学率も70%を越えており、2002年からは大学入試も内申書重視に変更されている(平準化運動)。

中学校においては、母国語である韓国語を最重点としているが、それらに次いで数学、理科、英語などの科目に重点を置いていることはその年間授業時間数から計り知ることができる。環境やコンピュータなど、時流に合わせた選択科目をとっていることも特徴である。

なお、所定の評価試験に合格すれば、早期入学が可能となっているほか、早期進級・卒業となる「飛び級制度」が1995年から実施されている。

図表 3-6-37 中学校の年間授業時間数

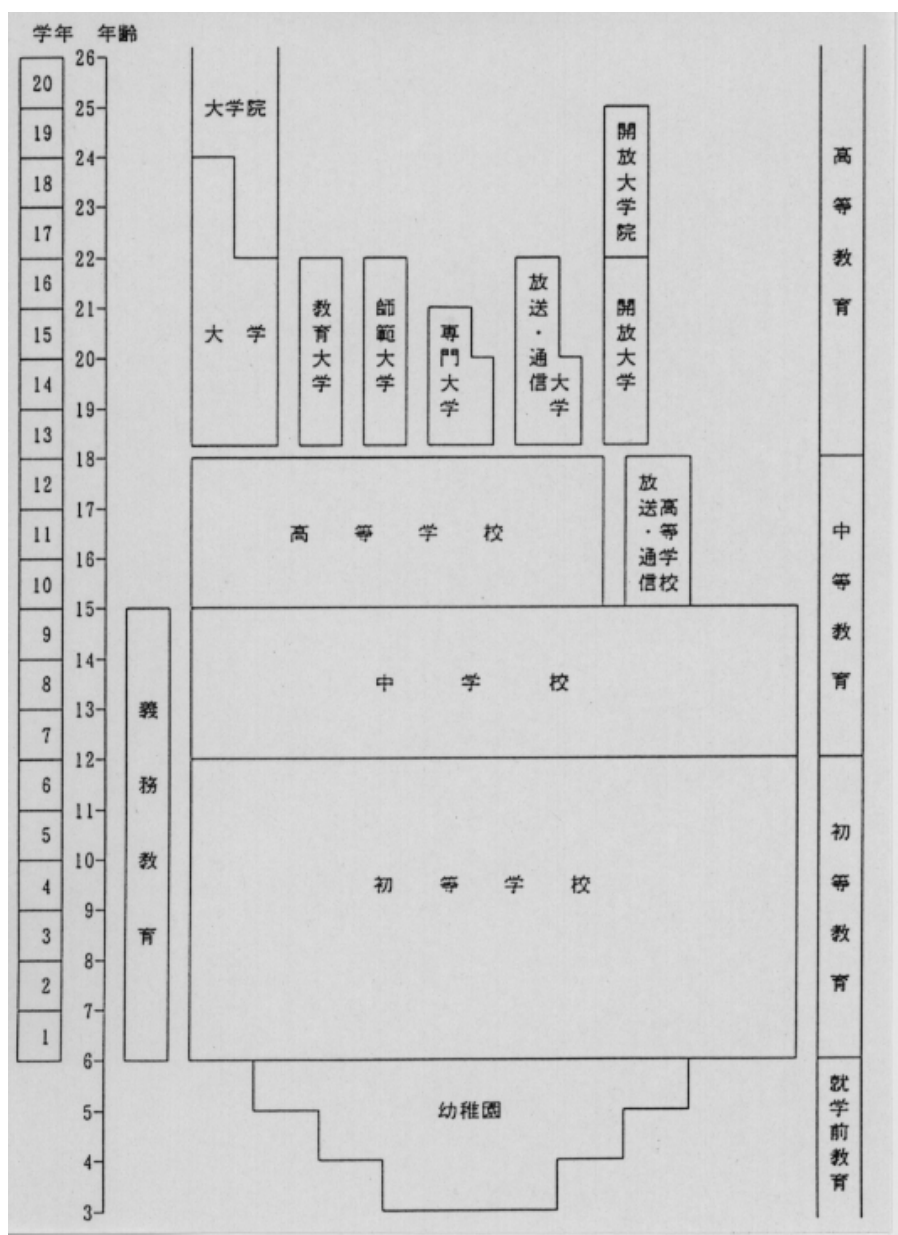
学 年		1	2	3
必修科目	道 徳	68	68	68
	韓 国 語	136	170	170
	数 学	136	136	136
	社 会	102	136	136
	理 科	136	136	136
	体 育	102	102	102
	音 楽	68	34～68	34～68
	美 術	68	34～68	34～68
	家 庭	68	34	34
	技術・産業	34	68	68
	英 語	136	136	136
選択科目	漢 文	34～68	34～68	34～68
	コンピュータ			
	環 境			
	そ の 他			
特別活動		34～68	34～68	34～68
年間授業時間数		1,156	1,156	1,156

(注)1単位は時間は45分

(資料)文部省「諸外国の学校教育」より

生涯教育については、各種教育・訓練機関や大学が教育施設やプログラムを一般に開放し、そこで認定された教育課程を履修した場合はそれを単位として認定し、累積度合いによって学位や資格が取れる「単位銀行制度(Credit Bank System)」が導入されている。すなわち、学生ではなくても一定の単位を取得することが可能であるとともに、学位の取得が可能であり、学校での就学後の学習に大きなインセンティブを与えている。

図表 3-6-38 韓国の学校教育制度



(資料) 文部省「諸外国の学校教育」より